

# 平成27年分の所得税の確定申告書(一般用)

## ① 所得金額

種目	所得の生ずる場所	㊶収入金額	㊷必要経費	㊸専従者控除額	所得金額(㊶-㊷-㊸)
事業	営業	50,000,000	30,000,000	*****	① 10,000,000
業	農業	17,000,000	10,000,000	5,000,000	② 2,000,000
	その他の事業	18,000,000	10,000,000	3,000,000	③ 5,000,000
不動産		70,000,000	20,000,000		④ 50,000,000
利子		8,000,000			⑤ 3,000,000
配当		4,000,000			⑥ 2,000,000
給与		5,000,000			⑦ 5,000,000
雑	公的年金等	① 3,000,000	ロには、「手引き」の「公的年金等に係る雑所得の速算表」で求めた所得金額を書きます。		⑧ 3,000,000
	その他	② 200,000			⑨ 200,000
総合課税	短期	5,000,000	3,000,000	2,000,000	500,000
総合課税	長期	4,000,000	2,000,000	1,000,000	400,000
一時					
特別控除					⑩ 5,000,000
合計					⑪ 7,000,000

○同じ種類の所得が数多くあるなど一欄だけで書ききれないときは、合記欄を書き、特別に内訳書を書き添付して下さい。  
 印書をして欄を融通して書いて下さい。  
 内訳書の用紙は税務署に用意してあります。

分離課税の所得がある人は、この申告書ではなく、「分離課税用」の申告書を使って下さい。



住所 〒469-9876  
 (又は事業所・事務所・居所など) 名古屋市中区立木3-3-17  
 氏名 シナガワイチロウ  
 (フリガナを) 品川一郎

平成23年1月1日の住所 同上  
 明・大昭・平 60・12・31 生 世帯主の名品川一郎 世帯主との続柄(本人)

予定納税又は前年申告したときの住所 職業 自営業 屋号 (株)ジャイ不動産 電話番号 052-339-0392

特別農業所得者(「書きかた」参照)は、右の文字を○で囲んでください。……特農

## ◎ 住宅取得等特別控除を受ける場合に記入して下さい。

住宅借入金等の年末残高の合計額	20,000,000	控除額は、	i ソが2,000万円を超える場合……居住開始が、平成3年3月以前のときは20万円、平成3年4月以後平成6年12月以前のときはソ×0.5%+10万円、平成7年1月以後のときはソ×0.5%+15万円
居住開始年月日	平成26年12月1日		ii ソが1,000万円を超え2,000万円以下の場合……居住開始が、平成6年12月以前のときはソ×1%、平成7年1月以後のときはソ×1%+5万円
家屋の取得対価の額	30,000,000	増改築等の費用の額	2,000,000
家屋の総床面積	150.00m <sup>2</sup>	居住用部分の床面積	150.00m <sup>2</sup>
		居住用部分の金額	3,000,000
			5,000,000

生命保険料控除額	上のワの金額を右のiからiiiに当てはめてそのワの金額を基に計算した金額(最高5万円)	+	上のカの金額を右のiからiiiに当てはめてそのカの金額を基に計算した金額(最高5万円)	i 25,000円までの場合……ワ又はカの内額 ii 25,000円を超え50,000円までの場合……(ワ又はカ)×1/2+12,500円 iii 50,000円を超える場合……(ワ又はカ)×1/4+25,000円
損害保険料控除額	$\left\{ \left[ \frac{\text{上のヨの金額}}{\text{ヨの金額が10,000円(最高)}} \right] \times \left[ \frac{\text{上のタの金額}}{\text{タの金額が2,000円(最高)}} \right] \right\} \times \left[ \frac{\text{上のニの金額}}{\text{ニの金額が15,000円(最高)}} \right]$			

## ② 所得から差し引かれる金額

雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など	㊶損害金額	㊷保険金などで補てんされる金額	差引損失額(㊶-㊷)			
	火災	2015年12月	家屋	5,000,000	4,000,000	1,000,000			
	控除額は、 $\left\{ \frac{\text{差引損失額}}{\text{差引損失額のうちの多い方の金額}} \right\} \times \left\{ \frac{\text{「㊸+退職所得」の金額}}{\text{「㊸+退職所得」の金額の10\%の金額}} \right\}$ と $\left\{ \frac{\text{「㊸+退職所得」の金額}}{\text{「㊸+退職所得」の金額の10\%の金額}} \right\} \times \left\{ \frac{\text{「㊸+退職所得」の金額}}{\text{「㊸+退職所得」の金額の10\%の金額}} \right\}$ のいずれか → ⑪ 500,000								
医療費控除	医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地、名称	㊶支払医療費	㊷保険金などで補てんされる金額	差引負担額(㊶-㊷)			
	荒川吾郎	長男	名古屋市中区立木	250,000	110,000	140,000			
	控除額は、 $\frac{\text{差引負担額}}{\text{差引負担額のうちの多い方の金額}} \times \left\{ \frac{\text{「㊸+退職所得」の金額}}{\text{「㊸+退職所得」の金額の10\%の金額}} \right\}$ = ⑫ 100,000								
社会保険控除	社会保険の種類	㊶支払保険料	社会保険の種類	㊷支払保険料	計(㊶+㊷)				
	愛知県情報サービス	400,000	123	54,000	⑬ 350,000				
小規模企業等控除	控除額は、支払った小規模企業共済掛金(旧第2種共済金を除きます。)と心身障害者扶養共済掛金との合計額 ⑭ 200,000								
生計維持控除	保険金受取人	続柄	保険会社名など	支払保険料	保険金受取人	続柄	保険会社名など	支払保険料	(一般の保険料の計)(個人年金保険料の計)
	品川一郎	本人	名古屋生命	300,000	品川一郎	本人	金山生命	50,000	60,000
	⑮ (控除額は下部算式参照) 50,000								
損害控除	保険の種類	保険会社名など	支払保険料	保険の種類	保険会社名など	支払保険料	(控除額は下部算式参照)		
	火災保険	名古屋火災	50,000	地震保険	大日本火災	100,000	⑯ 10,000		
寄付金控除	寄付先の所在地・名称	寄付金	控除額は、 $\left\{ \frac{\text{寄付金の額}}{\text{寄付金の額と「㊸+退職所得」の25\%のうちの多い方の金額}} \right\} \times \left\{ \frac{\text{「㊸+退職所得」の金額}}{\text{「㊸+退職所得」の金額の10\%の金額}} \right\}$ とのいずれか →	⑰ 100,000					
	日本赤十字	100,000	50,000						
老年者控除	昭和7年1月1日以前に生まれた人で、「㊸+退職所得金額」が1,000万円以下の人 控除額は、500,000円……						⑱ 500,000		
寡婦(寡夫)控除	次の当てはまる文字を○で囲んでください。死別 離婚 生死不明 未帰還 控除額については「書きかた」を参照してください。						⑲ 350,000		
勤労学生控除	学校名 控除額は、270,000円……						⑳ 300,000		

還付される税金の受取場所  
 次のiかiiのいずれかに書いてください。  
 なお、詳しくは、「書きかた」を参照してください。

i 千種銀行 銀 行 農 協 瑞穂支店 本店・支店 本所・支所  
 (枠内に大きく書いてください。)

ii 名古屋中央 郵便局 通常貯金の 記号番号 991-335-222609

窓口受取の場合は、郵便局名のみを書いてください。

住所 〒469-9876 名古屋市中区立木  
 フリガナ シナガワイチロウ  
 氏名 品川一郎

普通 預金  
 口座番号 JV532-3390

# 平成26年分の所得税の確定申告書(一般用)

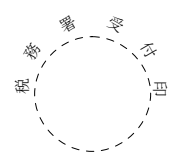
## ① 所得金額

種目	所得の生ずる場所	㊶収入金額	㊷必要経費	㊸専従者控除額	所得金額(㊶-㊷-㊸)	
事業	営業	50,000,000	30,000,000	*****	① 10,000,000	
業	農業	17,000,000	10,000,000	5,000,000	② 2,000,000	
	その他の事業	18,000,000	10,000,000	3,000,000	③ 5,000,000	
不動産		70,000,000	20,000,000		④ 50,000,000	
利子		8,000,000			⑤ 3,000,000	
配当		4,000,000			⑥ 2,000,000	
給与		5,000,000			⑦ 5,000,000	
	「給与所得者の特別支払控除」を受ける人は、Bに特別支払の合計額を書き、⑦に「A~B」の金額(赤字のときは0)を書きます。それ以外の人は、Bには書かないで、⑦に「手引き」の「簡易給与所得表」で求めた所得金額を書きます。					
雑	公的年金等	① 3,000,000	ロには、「手引き」の「公的年金等に係る雑所得の速算表」で求めた所得金額を書きます。		⑧ 3,000,000	
	その他	② 200,000			⑨ 200,000	
種目 所得の生ずる場所 ㊶収入金額 ㊷必要経費 ㊸特別控除額 所得金額(㊶-㊷-㊸)						
総合課税	短期	5,000,000	3,000,000	2,000,000	500,000	⑩ 1,500,000
	長期	4,000,000	2,000,000	1,000,000	400,000	⑪ 1,500,000
一時						⑫
特別控除額は、.....50万円(Cの金額が50万円までのときはCの金額) 譲渡の特別控除額は、短期のホ、長期への順に差し引きます。						
合計		1から9までの合計額を書いてください。なお、1から4、「譲渡」のホ、へに赤字の金額がある人や、前年からの繰越損失がある人は、複雑ですから、税務署におたずねください。				⑬ 7,000,000

## ② 所得から差し引かれる金額

雑損控除	医療費控除	社会保険控除	小規模企業等控除	生計維持控除	損料控除	寄付金控除	その他控除
損害の原因 2015年12月 家屋 損害を受けた資産の種類など ㊶損害金額 5,000,000 ㊷保険金などで補てんされる金額 4,000,000 差引損失額(㊶-㊷) 1,000,000 控除額は、{ 差引損失額(「㊸+退職所得」の金額)の10%の金額 } と { (差引損失額のうち) -5万円 } とのいずれか → ⑭ 500,000	医療を受けた人 続柄 病院・薬局などの所在地、名称 荒川吾郎 長男 名古屋市中区立木 ㊶支払医療費 250,000 ㊷保険金などで補てんされる金額 110,000 差引負担額(㊶-㊷) 140,000 控除額は、差引負担額 60,000 円 - { 10万円と「㊸+退職所得金額」の5% } とのいずれか少ない方の金額 40,000 円 = ⑮ 100,000	社会保険の種類 ㊶支払保険料 社会保険の種類 ㊷支払保険料 計(㊶+㊷) 愛知県情報サービス 400,000 ⑯ 54,000 ⑰ 350,000	規 模 企 業 等 控 除 控除額は、支払った小規模企業共済掛金(旧第2種共済金を除きます。)と心身障害者扶養共済掛金との合計額 ⑱ 200,000	生計維持控除 保険金受取人 続柄 保険会社名など 支払保険料 保険金受取人 続柄 保険会社名など 支払保険料 渋谷次郎 本人 名古屋生命 300,000 渋谷次郎 本人 金山生命 50,000 ⑲ 60,000 ⑳ 200,000 (控除額は下部算式参照)	損料控除 保険の種類 保険会社名など 支払保険料 保険の種類 保険会社名など 支払保険料 火災保険 名古屋火災 50,000 地震保険 大日本火災 100,000 ㊲(長期保険料の計) 200,000 円 ㊳(短期保険料の計) 50,000 円 ⑳ 10,000 (控除額は下部算式参照)	寄付金控除 寄付先の所在地・名称 寄付金 日本赤十字 100,000 50,000 ㊴(「㊸+退職所得金額」の25%)とのいずれか少ない方の金額 ㊵ -1万円 円 ㊶ 100,000	老年者控除 昭和7年1月1日以前に生まれた人で、㊷(「㊸+退職所得金額」が1,000万円以下の人) 控除額は、500,000円 → ㊸ 500,000 寡婦(寡夫)控除 次の当てはまる文字を○で囲んでください。 控除額については「書きかた」を参照してください。 ㊹ 350,000 死別 離婚 生死不明 未帰還 勤労学生控除 学校名 控除額は、270,000円 → ㊺ 300,000

分離課税の所得がある人は、この申告書ではなく、「分離課税用」の申告書を使って下さい。



住所 〒469-9876  
 (又は事業所・事務所・居所など) 名古屋市中区立木3-3-17  
 氏名 シブヤジロウ  
 (名フリガナを) 渋谷次郎  
 平成23年1月1日 明・大 昭・平 60・12・31 世帯主の 世帯主と  
 の住所 同上 氏名 渋谷次郎 の続柄 (本人)  
 職業 自営業 屋号 (株)ジャイ不動産 電話 052-339-0392  
 予定納税又は前年申告したときの住所

## ◎ 住宅取得等特別控除を受ける場合に記入して下さい。

住宅借入金等の年末残高の合計額	20,000,000	控除額は、	ソ(最高3,000万円) ㊶	㊷	㊸	㊹	㊺
居住開始年月日	平成26年12月1日	増改築等の費用の額	2,000,000	居住用部分の金額	3,000,000	㊻	5,000,000
家屋の取得対価の額	30,000,000	居住用部分の床面積	150.00m2	居住用部分の床面積	150.00m2	平成9年以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する給与所得者は、右の「要する」の文字を○で囲んで下さい。	要する

生命保険料控除額	上のワの金額を右のiからiiiに当てはめてそのワの金額を基に計算した金額(最高5万円) + 上のカの金額を右のiからiiiに当てはめてそのカの金額を基に計算した金額(最高5万円)	i 25,000円までの場合..... ワ又はカの内額 ii 25,000円を超え50,000円までの場合... (ワ又はカ) × 1/2 + 12,500円 iii 50,000円を超える場合..... (ワ又はカ) × 1/4 + 25,000円
損害保険料控除額	{ 上のヨの金額(ヨの金額が10,000円(最高)を超る場合は、ヨ × 1/2 + 5,000円) } + { 上のタの金額(タの金額が2,000円(最高)を超る場合は、タ × 1/2 + 1,000円) } × 3,000円	

税務署整理欄  
 還付される税金の受取場所  
 次のiかiiのいずれかに書いてください。なお、詳しくは、「書きかた」を参照してください。  
 i 天白銀行 銀 庫：行 合 名 東支店 本店・支店 本所・支所  
 農 協：漁 協  
 (枠内に大きく書いてください。)  
 ii 名古屋中央 郵便局 通 常 貯 金 の 預 記 号 番 号 991-335-222609  
 口座番号 JV532-3390

住所 〒469-9876  
 名古屋市中区立木  
 フリガナ シブヤジロウ  
 氏名 渋谷次郎

○同じ種類の所得が数多くあるなど一欄だけで書ききれないときは、合記欄を書き、欄別に内訳書を書き添付して下さい。内訳書の用紙は税務署に用意してあります。

# 平成25年分の所得税の確定申告書(一般用)

## ① 所得金額

○同じ種類の所得が数多くあるなど一欄だけで書ききれないときは、合計欄を書き、内訳書の用紙を添付して下さい。  
○印書して欄を融通して書いて下さい。

種目	所得の生ずる場所	④収入金額	⑤必要経費	⑥専従者控除額	所得金額(④-⑤-⑥)	
事業	営業	50,000,000	30,000,000	*****	10,000,000	
業	農業	17,000,000	10,000,000	5,000,000	2,000,000	
	その他	18,000,000	10,000,000	3,000,000	5,000,000	
不動産		70,000,000	20,000,000		50,000,000	
利子		8,000,000			3,000,000	
配当		4,000,000			2,000,000	
給与		5,000,000			5,000,000	
雑	公的年金等	① 3,000,000	ロには、「手引き」の「公的年金等に係る雑所得の速算表」で求めた所得金額を書きます。		② 3,000,000	
	その他	③ 200,000			④ 200,000	
種目	所得の生ずる場所	④収入金額	⑤必要経費	⑥雑損引金額(④-⑤)	⑦特別控除額	所得金額(④-⑤)
総合課税	短期	5,000,000	3,000,000	2,000,000	500,000	1,500,000
	長期	4,000,000	2,000,000	1,000,000		1,500,000
一時						
特別控除額は、.....50万円(Cの金額が50万円までのときはCの金額) 譲渡の特別控除額、短期のホ、長期のヘの順に差し引きます。						⑧ ト+〔(チ+リ)×1/2〕 5,000,000
合計	1から9までの合計欄を書き、なお、1から4、「譲渡」のホ、ヘに赤字の金額がある人や、前年からの繰越損失がある人は、複雑ですから、税務署におたずねください。					⑩ 7,000,000

## ② 所得から差し引かれる金額

雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など	④損害金額	⑤保険金などで補てんされる金額	差引損失額(④-⑤)			
火災	2015年12月	家屋	5,000,000	4,000,000	1,000,000				
控除額は、	差引損失額は、{ 差引損失額(「④+退職所得」の金額)の10%の金額 } と { (差引損失額のうち) 5万円 } とのいずれか多い方の金額					⑪ 500,000			
医療費控除	医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地、名称	④支払医療費	⑤保険金などで補てんされる金額	差引負担額(④-⑤)			
荒川吾郎	長男	名古屋市立木	250,000	110,000	140,000				
控除額は、	差引負担額は、60,000円 - { 10万円と「④+退職所得金額」の5% } とのいずれか少ない方の金額					⑫ 100,000			
社会保険控除	社会保険の種類	④支払保険料	社会保険の種類	⑤支払保険料	計(④+⑤)				
愛知県情報サービス	400,000	123	54,000	350,000					
小規模企業等控除	控除額は、支払った小規模企業共済掛金(旧第2種共済金を除きます。)と心身障害者扶養共済掛金の合計額					⑭ 200,000			
生計維持控除	保険金受取人	続柄	保険会社名など	支払保険料	保険金受取人	続柄	保険会社名など	支払保険料	(一般の保険料の計)(個人年金保険料の計)
練馬三郎	本人	名古屋生命	300,000	練馬三郎	本人	金山生命	50,000	60,000	200,000
						⑮ (控除額は下部算式参照)	50,000		
損害控除	保険の種類	保険会社名など	支払保険料	保険の種類	保険会社名など	支払保険料	ヨ(長期保険料の計)	⑯(短期保険料の計)	(控除額は下部算式参照)
火災保険	名古屋火災	50,000	地震保険	大日本火災	100,000	50,000	200,000	50,000	10,000
寄付金控除	寄付先の所在地・名称	寄付金	控除額	⑰	⑰				
日本赤十字	100,000	50,000	寄付金の額と「⑯+退職所得金額」の25%とのいずれか少ない方の金額	-1万円	100,000				
老年者控除	昭和7年1月1日以前に生まれた人で、「⑯+退職所得金額」が1,000万円以下の人				控除額は、500,000円→	⑱ 500,000			
寡婦(寡夫)控除	次の当てはまる文字を○で囲んでください。死別 離婚 生死不明 未帰還				控除額については「書きかた」を参照してください。	⑲ 350,000			
勤労学生控除	学校名				控除額は、270,000円→	⑳ 300,000			

分離課税の所得がある人は、この申告書ではなく、「分離課税用」の申告書を使って下さい。



住所 〒 469-9876  
(又は事業所・事務所・居所など) 名古屋市立木3-3-17 氏名 ネリマサプロウ (名フリガナを) 練馬三郎 (付してください。)

平成23年1月1日 明・大昭・平 60・12・31 世帯主の 練馬三郎 世帯主との続柄 (本人)

予定納税又は前年申告したときの住所 職業 自営業 屋号 (株)ジャイ不動産 電話番号 052-339-0392

特別農業所得者(「書きかた」参照)は、右の文字を○で囲んでください。……特農

## ◎ 住宅取得等特別控除を受ける場合に記入して下さい。

住宅借入金等の年末残高の合計額 20,000,000 控除額は、  
居住開始年月日 平成26年12月1日  
家の取得対価の額 30,000,000 増改築等の費用の額 2,000,000 居住用部分の金額 3,000,000  
家の総床面積 150.00m<sup>2</sup> 居住用部分の床面積 150.00m<sup>2</sup> 平成9年以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する給与所得者は、右の「要する」の文字を○で囲んで下さい。

生命保険料控除額 上のワの金額を右のiからiiiに当てはめてそのワの金額を基に計算した金額(最高5万円) + 上のカの金額を右のiからiiiに当てはめてそのカの金額を基に計算した金額(最高5万円)  
損害保険料控除額 (上のヨの金額(ヨの金額が10,000円(最高)を超える場合は、ヨ×1/2+5,000円)15,000円) + (上のタの金額(タの金額が2,000円(最高)を超える場合は、タ×1/2+1,000円)3,000円) → (最高15,000円)

税務署整理欄

還付される税金の受取場所 次のiかiiのいずれかに書いてください。なお、詳しくは、「書きかた」を参照してください。

i 守山銀行 銀庫・行合農協・漁協 緑支店 本店・支所 本所・支所  
ii 名古屋中央 郵便局 通常貯金の通記番号 991-335-222609

住所 〒 469-9876 名古屋市立木  
フリガナ ネリマサプロウ  
氏名 練馬三郎